

毎日のお仕事お疲れ様です

農家の皆様へ



無免許運転

ではありませんか？

トラクターとコンバイン等積載車けん引



普通自動車免許では
このスタイルでの運転は
できません。

免許証の種類をご確認下さい。



例えば、Aさんが道路でハイスピード型の農耕トラクターを運転している最中に、普通車から追突される交通事故が起きたとします。ただ、Aさんはそのトラクターを運転するのに必要な大型特殊の免許を持っていませんでした。そのような場合・・・

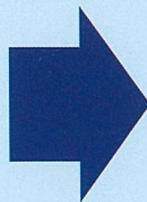
Aさんは無免許運転となり、運転免許の取消し処分を受けることとなります。

その他にも、コンバイン等積載車(車両総重量750kgを超える)をけん引する場合には、**けん引する自動車の免許とけん引免許**が必要となり、なければ勿論、無免許運転となります。

小型特殊自動車とは、特殊な構造の自動車(農耕作業用自動車など)で、次の条件全てに該当するものです。

区分/車体等	小型特殊自動車
長さ(m)	4.7m以下
幅(m)	1.7m以下
高さ(m)	2.0m以下※
最高速度(km/h)	15km/h以下

※ヘッドガード等がある場合は2.8m以下



左表の長さ・幅・高さ・最高速度のうち1つでも規格を超えた場合は ...

大特免許が必要

上記の規格を超えるトラクターでコンバイン等積載車(車両総重量750kgを超える)をけん引する場合は、「**大型特殊免許**」と「**けん引免許**」が必要になります。



セット免許コース

大型特殊免許とけん引のセット免許をご用意しておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。



公認 本宮自動車学校



0120-12-4878

携帯OK

〒969-1301 福島県安達郡大玉村大山字狐森18 TEL:0243-48-2218(代)